

(仮称) 八戸市新学校給食センター整備・運営事業

【 募集要項等に関する質問回答 (第1回) (8月10日公表) 】

通し 質問No.	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答	
1	募集要項	8		3	(3)	ア			調理設備調達業務や調理設備等保守管理業務を行う調理設備企業が参加する場合、様式2-2に記載がある『7. その他業務にあたる者』というカテゴリで問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。	
2	募集要項	14		3	(4)	イ	(ア)	d	提出方法について、「簡易書留及びこれに準ずる信書の送達が可能」とございますが、持参による提出もお認めいただけませんか。	持参での提出も可とします。持参する場合は、提案書類等を様式集に定める部数で応募者の代表企業が提出先へ持参してください。なお、持参前に市へ事前に電話連絡をお願いします。以上の内容を踏まえ、募集要項を修正します。	
3	募集要項	16		3	(4)	ウ	(ア)	d	提出方法について、「簡易書留及びこれに準ずる信書の送達が可能」とございますが、持参による提出もお認めいただけませんか。	持参も可とします。 No.2の回答を参照ください。	
4	募集要項	17		3	(4)	ウ	(イ)	f	(b)	「金利水準はRefinitiv（登録標）より提供されている令和8（2026）年10月23日（金）の～金利スワップレートとし」との記載がございますが、その後の記述で「提案書類の提出時には、応募者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、令和8（2026）年10月16日（金）の基準金利を用いて割賦料を提案する」とあります。どちらの日付の基準金利を参照したよろしいでしょうか。	基準金利は令和8（2026）年10月23日（金）の基準金利を用いてください。 10月16日は誤記の為、公募資料を修正します。
5	募集要項	17		3	(4)	ウ	(イ)	f	(b)	提案金額のサービス対価A2を算定する際の基準金利は、令和8（2026）年10月23日（金）の午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）JPTSRT0A=RFTBIに掲示されているTONAベース15年もの（円／円）金利スワップレートになるとの理解でよろしいでしょうか。（「10月16日（金）の基準金利を用いて割賦料を提案する」は誤記との理解でよろしいでしょうか。）	No.4の回答を参照ください。
6	募集要項	17- 18		3	(4)	ウ	(イ)	f	(c)	「※2 仮契約書（案）別紙4-1 サービス対価Aの「施設整備業務費」のうち、事前調査業務、設計業務（基本設計・実施設計）、工事監理業務、建設業務（造成工事及び上下水道工事を除く）及び調理設備調達業務に係る費用」とありますが、「様式4-4 初期調達費見積書」上で該当する費用は「1. 事前調査関連」、「2. 設計関連」、「3. 工事監理関連」、「4. 建設関連」、「5. 土木工事」のうち、「5-1. 外構整備」、「6. 調理設備」が該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項	17		3	(4)	ウ	(イ)	f	(c)	一時支払金（サービス対価A1）は、A1①+A1②の合計金額（税込）と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 様式4-4においては、1. 事前調査関連、2. 設計関連、3. 工事監理関連、4. 建設関連、5. 土木工事のうち5-1の外構整備、6. 調理設備が該当します。
8	募集要項	18		3	(4)	ウ	(イ)	f	(c)	「※2 仮契約書（案）別紙4-1 サービス対価Aの「施設整備業務費」のうち、事前調査業務、設計業務（基本設計・実施設計）、工事監理業務、建設業務（造成工事及び上下水道工事を除く）及び調理設備調達業務に係る費用」とありますが、建設業務に関して、様式4-4「初期調達費見積書」に計上する「4. 建設関連」の費用は全て対象となり、「5. 土木工事」のうち「5.2. 造成工事」「5-3. 上下水関係整備」は対象外となる（「5-1. 外構整備」は対象となる）との理解でよろしいでしょうか。	No.7の回答を参照ください。
9	募集要項	18		3	(4)	ウ	(イ)	f	(c)	「サービス対価A2のうち割賦元本の消費税相当額については、サービス対価A1①の支払い時に消費税相当額として一括して事業者を支払う。」とありますが、サービス対価Aに関して、A1①とA2②の支払時期は異なるということでしょうか。	A1①とA1②の支払い時期は同じです。 募集要項の「サービス対価A1①の支払い時に」は「サービス対価A1の支払い時」に修正します。
10	要求水準書	2	1	2						昨年12月に公開された要求水準書から食育に関する内容が削除されております。本施設での食育に関する提案は評価の対象とならない認識で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。 食育（見学）機能については、西センターに集約することを想定しているため、本件施設への機能整備は求めません。

通し 質問№	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
11	要求水準書	3	第1	3	(1)	ア	(ウ)	b	(a) 建築物保守管理・修繕業務（外構等を含む）（日常点検業務のみ） (b) 建築設備保守管理・修繕業務（日常点検業務のみ） (c) 調理設備等保守管理・修繕業務（日常点検業務のみ） 上記について、修繕の記載がありますが、西センターについては日常点検のみと思われるので、「修繕業務」は誤記でしょうか。修繕の記載がある理由をご教示ください。	本件施設と業務名を統一するため、「修繕業務」を表記した上で、「（日常点検業務をのみ）」と付記しておりますでしたが、質問箇所の実際は、修繕業務は含みませんので、公募資料に記載の西センターの「修繕業務」を削除します。
12	要求水準書	12	第2	1	(5)	ア			炊き出し等が可能な施設とすることとありますが、センターの稼働可能範囲内で炊き出し対応を行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	要求水準書	15	第2	4	(3)	カ			以前の要求水準に記載があった見学者用大型バス1台分の駐車スペースは不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書	15	第2	4	(4)				配送車をセンター敷地外、事業者の保有する駐車場等で保管することは可能でしょうか。	配送車を事業用地内に保管することについては、事業契約締結後に協議の上決定します。
15	要求水準書	18	第2	6	(1)	イ			昨年12月に公開された要求水準書から試作調理室が削除されておりますが、納入食材の入札はどの部屋を使用される想定でしょうか？	納入食材の入札は、本件施設以外の場所で行うことを想定しております。
16	要求水準書	18	第2	6	(1)	イ	(イ)		調理場外業務従事者のトイレ利用は「共用トイレ（調理場外利用者専用）」と記載されております。調理場外業務従事者についても腸内検査を実施し、衛生面に十分配慮することを前提として、事業者用トイレを使用することは可能でしょうか。	腸内検査を実施し、衛生面に十分に配慮した場合は、事業者用トイレを使用することは可とします。
17	要求水準書	18	第2	7	1	イ	(イ)		「共用トイレ（調理場外利用者専用）」は外来者専用トイレという認識でよろしかったでしょうか。	要求水準書18頁6（1）イ（イ）の記載のとおり、調理場外の業務従事者も使用します。
18	要求水準書	18	第2	7	1	イ	(ウ)		「共用トイレ（調理場内利用者専用）」とは、館内で従事する市職員と館内で従事する事業者の内、調理従事者以外が利用するトイレという認識でよろしかったでしょうか。その場合、共用エリアで事業者が市職員とトイレを共用することについては衛生的に問題無いと捉えてよろしかったでしょうか。	「共用トイレ（調理場内利用者専用）」は、調理場内に入出入りする市職員及び事業者（調理従事者等）が専用で利用するトイレです。要求水準書を修正します。
19	要求水準書	19	第2	7	1	ウ	(エ)		「事業者用トイレ」とは事業者の内、調理従事者以外の事務職員が利用するトイレという認識でよろしかったでしょうか。その場合該当する職員は「共用トイレ（調理場内利用者専用）」と両方使用できるという認識でよろしかったでしょうか。	「事業者用トイレ」については、調理従事者か調理従事者以外かの区別はしていません。設置場所及び設置方法、事業者内の利用者の設定は、衛生管理を十分に考慮した上で事業者の提案によるものとします。
20	要求水準書	21	第2	6	(2)	ア	(セ)		油の納入頻度と回収頻度をご教示いただけないでしょうか。	現在西センターでは、タンク毎月に1回給油しており、量は16.5kg×20缶程度です。本事業においては、納品は2週間に1度の頻度、回収は1か月に1回程度の頻度を予定しています。
21	要求水準書	22	第2	6	(2)	ア	(イ)		各学校で嘔吐等により汚染された食器・食缶及びコンテナ類は、各学校で一次消毒されたものが本施設に回収されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	要求水準書	31	第2	8	(2)	ウ	(ケ)		食缶について災害時の使用も考慮するとありますが、災害時に給食センター（炊き出し）で調理したものを近隣の避難所等に運ぶ想定もおありでしょうか。	炊き出しの具体的な方法等について、現時点で提示するものはございません。そのため、要求水準書に記載の「災害時の使用も考慮し」は削除します。
23	要求水準書	36	第2	10	(1)	コ	(イ)		給食エリアに設置するモニタリング用カメラについて、食育見学等で利用するかどうかは提案に委ねるということではよろしいでしょうか。	本件施設で見学する機能整備は不要ですが、本件施設の給食エリアに設置する作業モニタリング用カメラについて、西センターでの見学会でも利用することを想定した提案をお願いします。要求水準書を修正します。

通し 質問No.	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目					質問	回答
24	要求水準書	54、 55、 58	第5	2	(1)	イ	(ア)	a	(a)	建築物、建築設備及び調理設備の日常点検は「毎日」とありますが、給食実施日に毎日実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	「毎日」は、概ね、土日祝日・年末年始・お盆休み等を除く平日です。
25	要求水準書	54、 58	第5	2	(1)	イ	(ウ)	b		西センターの異常時の応急処置について、応急処置に使用した備品費は市負担とありますが、応急対応に係る施設管理者等の時間外労務費、専門業者の緊急出張費、仮設機器費及び作業費も市負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	要求水準書	59	第5	2	(4)	イ	(ア)	b		配膳具の更新について、表5-9に示されていますが、新旧配膳具が混在することが懸念されます。どれを更新し、廃棄するかは市側と協議しながら決定させていただくことでよろしかったでしょうか。また、トレイ更新の記載がないですが、トレイについては更新及び補充はないとの理解でよろしいでしょうか。	全てお見込みのとおりです。
27	要求水準書	60	第5	2	(6)	イ	(ア)	a	(c)	除雪及び融雪剤散布について、作業開始の積雪量又は路面状況、給食配送開始前の完了時刻、必要な待機体制等の基準があればご教示ください。また、著しい大雪等により通常想定を超える費用が生じた場合は、サービス対価の見直し協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	除雪等について必要な待機体制等の基準はございません。その他、除雪に関する内容につきましては、実施方針等の質問回答のNo.156の回答を一部更新して再回答します。 八戸市内は積雪量が少なく、降雪量が10センチメートルを超えることは年に数回程度であることから、追加費用については想定はしておりません。（気象庁公表の八戸の積雪の深さ日平年値：7cm（令和8年2月6日9時時点））ただし、ご質問の「著しい大雪等により通常想定を超える費用が生じた場合」については、事業契約書（案）第92条第2項第2号により判断することを想定しております。
28	要求水準書	62	第5		(8)	ア				西センターにて機械警備について現在市と契約している警備会社名および契約金額をご教示ください。	現在の給食センター警備業務委託の契約先は、青森綜合警備保障株式会社（現ALSOQ青森株式会社）で、契約金額は、北センター・東センター・西センター・旧西センターの4施設を併せて月額315,480円（税込）となっております。センター毎の内訳はございません。
29	要求水準書	62	第5	2	(7)	ウ	(ウ)			光熱水量等について、報告不履行の場合はサービス対価の減額措置を行う場合があるとされています。使用量又は削減目標の未達成自体を理由とする減額は行わず、光熱水費は要求水準書第1/3/(1)/イ/(キ)のとおり市負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	要求水準書	62、 63	第5	2	(8)	ウ	(イ)			機械警備の対象は火災及び不法侵入とされていますが、冷凍・冷蔵設備、受水槽、排水設備、ボイラー、停電等の設備異常警報も警備会社への移報・一次対応の対象でしょうか。	「冷凍・冷蔵設備、受水槽、排水設備、ボイラー、停電等の設備異常警報」の警備会社への移報・一次対応は、現時点では想定しておりませんが、本件施設においては、臨時でその対応を行うことができるよう設備の整備をお願いします。要求水準書を修正します。
31	要求水準書	63	第5	2	(9)	ウ	(ア)			供用開始後、４０年間の長期修繕計画とありますが、事業期間外の算出額については、昨今の社会情勢で修繕費に不確定要素が多いことをご承知おきいただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
32	要求水準書	64	第5	2	(9)	エ	(エ)			事業終了後１年以内は、建物、建築設備、調理設備の修繕、更新が必要とならない状態を確保するものとすると思いますが、運営備品はこれの中に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書	63、 64	第5	2	(9)	エ	(ア)			長期修繕計画に記載した修繕・更新時期は、点検結果及び実際の劣化状況を踏まえ、市の承認を得て前倒し又は繰延べできるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	要求水準書	66	第6	1	(6)	ウ				稼働当初時において、既存給食センターでの調理、配膳・下膳及び配送業務等の実務経験者を積極的に雇用すること。本件施設、西センター及び各受配校での勤務を希望する者については、本人と協議の上で優先的な受入れを行う提案を期待する。と記載がありますが、より良い提案をさせていただくために、既存各センターの現状の在籍人員をご教示ください。	配付資料（追加）にて回答します。
35	要求水準書	70	第6	2	(1)	ア	(オ)			表6-3、6-4においてレトルト品、チルド品の内訳のご教示をお願い致します。	レトルト品の例は、ツナ、たもぎたけ、麻婆豆腐の素などの常温保存可能品です。 チルド品の例は、ごほうサラダ、ちくわ、かまぼこなどの要冷蔵品です。

通し 質問№	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
36	要求水準書	70	第6	2	(1)	ア	(オ)		表6-3, 6-4において果物類は「野菜」の中に、液卵は「冷凍品」の中に、それぞれ含まれておりますでしょうか。	お見込みのとおり、それぞれ含まれています。
37	要求水準書	70	第6	2	(1)	ア	(オ)		前日納品の食材について、月曜日に使用する食材は金曜日に納品されますでしょうか。	お見込みのとおりです
38	要求水準書	79	第6	2	(7)	イ	(イ)		すべての学校の配膳室には鍵が取り付けられておりまでしょうか。取り付けられていない場合、設置費用の負担は如何になりますでしょうか。	学校により状況は異なりますが、鍵の設置費用は市が負担します。
39	要求水準書	89	第8	2	(1)				施設整備業務に関する報告書における「⑧モニタリング報告書」について、毎月、貴市へ提出する旨の記載がございます。 整備期間中においては、毎月「工事監理報告書（月報）」と「施工状況報告書（月次）」を貴市へ提出いたしますが、実務上、別途モニタリング報告書も提出する必要がありますでしょうか。 事業計画別紙9では、市のモニタリングは施設完成時となっており、事業者といたしましては市のモニタリングに合わせた形でモニタリング報告書の提出をお願いできればと考えております。 あるいは、中間検査時に「工事監理報告書（検査時）」の提出が求められておりますので、その際にモニタリング報告書を提出することはいかがでしょうか。	整備期間中のモニタリング報告書につきましては、毎月の「工事監理報告書（月報）」および「施工状況報告書（月次）」の提出をもって兼ねることができるものとします。モニタリング報告書の提出方法つきまして、要求水準書の該当記載を修正いたします。
40	要求水準書 配付資料	16							現在、配膳員が配置されていない学校については、本業務においても同様に配置不要とし、学校での業務については配膳員による受入室へのコンテナ収納及び積み込みが事業者の業務範囲との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	要求水準書 配付資料	20							14～16号車はアレルギー対応食の配送車両という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	要求水準書 配付資料	20							14・15号車が一度それぞれ東センター・北センターへ向かう理由について、ご教示ください。	検査分を当該センターに配送しているためです。
43	要求水準書 配付資料	20							西センターの配送校においても、配送車両とは別にアレルギー対応食配送車両で配送を行う学校がある理由について、ご教示ください。	通常食とアレルギー対応食の調理時間が異なることから、配送時間も異なるため、別車両での配送を行っています。
44	審査基準	4	第2	3					「表2 性能審査の審査項目、審査の視点及び配点」に関して、「様式」欄に図面集の記載がありません。図面は審査対象とならないのでしょうか。図面が審査対象となる場合、「様式」欄に図面名称を追記していただけないでしょうか。	図面（提案図面集）についても重要な提案書類として審査対象となります。「表2 性能審査の審査項目、審査の視点及び配点」の「様式」欄は、評価の視点に関する提案内容を記載するための様式を示すものであり、提案内容の図面への反映は事業者の判断に委ねるものとします。
45	審査基準	5	第2	3	(4)	表2	1	(5)	審査基準における「地域」とは、八戸市内を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	審査基準	5	第2	3	(4)	表2	2	(3)	調理設備・備品計画（様式6-8）の『西センターの調理に対応した具体的な提案』とは、西センターで新たに調達する調理備品・食具・配膳器具に対するご提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	審査基準	5	第2	3	(4)				2施設整備（設計・建設）に関する事項の（4）安全・防災計画で、評価対象は、施設整備に対する提案であり、維持管理・運営業務における提案を記載しても評価の対象にならないという認識でよろしいでしょうか。	維持管理・運営段階における給食提供の継続も踏まえたうえで、施設整備計画の観点から「施設の安全性、耐久性、防災性に配慮し、災害時及び非常時における給食提供の継続、及び早期回復・復旧」に向けた提案としてください。

通し 質問No.	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
48	審査基準	5	第2	3	(4)	表2	1	(5)	設計・建設・工事監理業務における市内企業への発注金額は、構成企業や協力企業の区別なく発注された金額との認識になりますでしょうか？	お見込みのとおりです。
49	審査基準	6	第2	3	(4)	表2	2	(5)	次期事業を見据えた施設規模とありますが、八戸市様として具体的にどのような次期事業を想定していますでしょうか。	具体的なものは未定ですが、配付資料1～2に示す令和26年度の提供食数に応じた施設規模を想定した提案をお願いします。
50	様式集概要 説明	3	第2	2	(2)	オ			提案書類の提出方法についてご教示ください。 「提出は所定の場所に簡易書留及びこれに準ずる方法で郵送を行うこと」と指定されておりますが、郵送時のトラブル防止や確実な受渡しの観点から、事業者による直接持参（役所窓口への手渡し）による提出方法を認めていただくことは可能でしょうか。 直接持参が可能な場合、受付場所や対応時間、受領証等の発行可否などの留意事項についてもあわせてご教示いただけますと幸いです。	No.2の回答を参照ください。
51	様式集概要 説明	3	2	2	(2)	オ			提出は所定の場所に簡易書留及びこれに準ずる方法で郵送を行うことと記載記載されておりますが、確実な提出のために窓口への持参による提出を認めていただけないでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
52	様式集概要 説明	3	第2	4	(1)	ウ	(2)	6	様式6-25「性能審査提案書概要版」の審査・評価における位置づけについてご教示ください。 本様式には点数配分が設定されておりますが、当該資料は審査・採点の対象となるのでしょうか。あるいは、審査員が本編（様式6-1～様式6-24）を理解するための補助資料、もしくは選定後の公表用資料としての位置づけでしょうか。	様式6-25「性能審査提案書概要版」は、評価・加点されるものではありません。本様式は、審査委員会が提案内容の全体像や要点を把握するための資料としての位置づけとなります。
53	様式集概要 説明	6	第2	4	(2)	イ			「様式4-2～4-9の価格審査に関する提出」とございますが、「様式4-2～4-8」との理解でよろしいでしょうか。	「様式4-2～4-9の価格審査に関する提出」は誤記のため、「様式4-2～4-8」に修正します。
54	様式集概要 説明	6	第2	4	(2)	イ			「様式4-2～4-8の価格審査に関する提出書類は、～封筒（サイズは任意）に、厳封の上押印し、裏面も封印を押して提出」とございます。封筒にて提出する書類は、P3 イの表下部に記載の通り、様式4-2及び4-3のみでよろしいでしょうか。 また上記の場合は、様式4-4～4-8についての提出方法についても合わせてご教示ください。	様式4-2～4-8の価格審査に関する提出書類一式を封筒に入れて提出してください。
55	様式集概要 説明	6	第2	4	(2)	イ			「様式4-2～4-9」とありますが「様式4-2～4-8」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 No.53の回答を参照ください。
56	様式集概要 説明	6	第2	4	(2)	ウ			「様式ごとに仕切りインデックスカードなどの見出しを付けること」とありますが、 ・様式4-1 提案書類提出届 ・様式5 基礎審査提案書（表紙・目次） にはインデックスは不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 様式4-1及び様式5のインデックスは不要です。
57	様式集概要 説明	6	第2	4	(2)	ウ、エ			(1) 基礎審査に関する提出書類と(2) 性能審査に関する提出書類は1冊のファイルに一括して綴じるという理解でよろしかったでしょうか。 一括して綴じの場合、【(1) 基礎審査に関する提出書類】、【(2) 性能審査に関する提出書類】のインデックスカードの見出しは必要でしょうか。	1冊のファイルに一括して綴じ、【(1) 基礎審査】、【(2) 性能審査】のインデックスカード等の見出しを付けて提出してください。

通し 質問№	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
58	様式集概要 説明	6	第2	4	(2)	オ			「様式ごとに仕切りインデックスカードなどの見出しを付けること」とありますが、インデックスカードに記載する内容は様式名の各項目（カッコ書きは除く）に記載することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式毎に確認しやすい見出しとしてください。
59	様式集概要 説明	6	第2	4	(2)	オ			様式7 提案書図面集（表紙）には、インデックスカードは不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	様式集概要 説明	6	第2	4	(2)	ケ			様式5－2以降、全ての様式において、構成員及び構成員以外の企業名等の記載は不可との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	様式集概要 説明	6	第2	4	(2)	ケ			「構成員以外の企業名等についても、記載は不可」とありますが、様式5－3①には、具体的な金融機関名を記載しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関名については、具体的な金融機関名を記載せず、金融機関Aなどの表記としてください。
62	様式集	様式 2-1							「【 】グループの代表企業」欄は、代表企業名等を記載することでよろしいでしょうか。※他様式も同様。	お見込みのとおりです。
63	様式集	様式 2-2							調理設備調達業務や調理設備等保守管理業務を行う企業は、様式2-13その他企業に関する参加資格届及び記載の添付書類をご提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	様式集	様式 2-7							財務状況表に関して、⑤売上高営業利益率、⑥当期純利益率、⑩自己資本比率、⑪流動比率については、小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで記載することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ⑤売上高営業利益率等の比率などは、小数点以下第2位を四捨五入の上、小数点第1位まで記載してください。
65	様式集	様式 2-8 ～ 2-13							様式2-8～2-13について、添付書類②に対し「原本証明印を押印すること」と記載がございますが、印鑑は様式2-3の委任者又は受任者欄に押印する印鑑（構成員の印鑑）でよろしいでしょうか。加えて、構成員が支店の場合は、本社印でしょうか。	原本証明印は委任者又は受任者欄に押印する印鑑を使用してください。 八戸市の指名競争入札参加資格の申請の際に委任状を提出している場合は、当該委任状の受任者印を押印ください。
66	様式集	様式 2-9							（様式2-9）「建設企業に関する参加資格届」について、配置予定技術者の情報等について記載する箇所がございます。配置予定の建設業務責任者、技術者については、候補者分の資格証明、雇用関係、業務実績を証明できる資料の写しを添付するとの理解でよろしいでしょうか。	配置予定技術者の情報を記載できるよう修正します。 また、添付書類については、お見込みのとおりです。 技術者等の資格を証明できる書類の写し、雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。
67	様式集	様式 4-2							提案価格書には税抜の積算総額を記入することとされており、また、審査基準では提案価格書に記載された提案価格を対象として価格点を算定するとされています。一方で、課税対象額と非課税対象額の構成割合によっては、提案価格（税抜）と貴市が実際に負担する契約金額（税込）では順位が異なる場合があります。価格点は、提案価格書に記載した提案価格を基準に算定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 価格審査における「価格点」の算定・採点は、様式4-2「提案価格書」に記載された消費税及び地方消費税を含まない金額（税抜提案価格の総額）を比較対象として算定を行います。
68	様式集	様式 4-3							「各金額には物価変動による額、並びに消費税及び地方消費税の額を含めず記入すること。」との記載がございますが、提案価格内訳書には税込金額を記載する箇所もあるため、整合性がとれないものと考えます。消費税を含めない旨の記載を削除いただきますようお願いいたします。	様式4-3の「各金額には物価変動による額、並びに消費税及び地方消費税の額を含めず記入すること。」の「消費税及び地方消費税の額」を削除いたします。
69	様式集	様式 4-3							※に2か所記載されている「並びに消費税及び地方消費税の額を含めず記入すること」は誤記との理解でよろしいでしょうか。	No.68の回答を参照ください。

通し 質問№	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
70	様式集	様式 4-3							サービス対価Bのその他費用であるSPC運営費等は、「様式4-7①運営費見積書」の「SPC手数料」の欄に行追加して記入するということで問題ないですか。	サービス対価Bのその他費用であるSPC運営費等は、新たに追加した「様式4-7③その他費用（SPC運営費等）見積書」に記載ください。また、合わせて様式4-3の「サービス対価B」の内訳は、仮契約書（案）別紙4-1に合わせ修正します。
71	様式集	様式 4-4							配送車について、リース契約や配送業者に委託する場合は、様式4-7①②運営費見積書に平準化で記載してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 リース契約、委託の場合は、様式4-7へ平準化して記載してください
72	様式集	様式 4-5- 1							調理設備見積書は様式7-1調理設備配置図と照合するために品名の前後に機器品番を記載する列を追加する必要はありませんでしょうか。また追加する場合は備考2で「行」は必要に応じて追加が可となっていますが、「列」の追加も可能でしょうか。	様式4-5-1調理設備見積書は、様式7-1に記載の「調理設備配置図」及び「調理設備リスト」と照合できるように「機器品番」の列を追加します。
73	様式集	様式 4-6 ① 4-6 ②							「食具、配膳具更新費」は、平準化支払い対象ではないため、様式4-6①、様式4-6②維持管理費見積書の、「各年間費用見積額」の列の「計②（食具、配膳具の更新費を含む）」の欄は入力不要との認識となりますか。それとも平準化した金額を入力しておくべきですか。	様式4-6①②維持管理費見積書の計②、合計については、「各年間費用見積額」の記載は不要とし、「事業期間合計見積額」のみ記載してください。なお、当該様式及び様式4-7①②の「SPC手数料」及び「中計」の行は削除します。
74	様式集	様式 4-7 ① 4-7 ②							「喫食数」の値について、小数点以下の数値が含まれておりますが、こちらは誤植でしょうか。	誤記です。 様式4-7①及び②を修正します。
75	様式集	様式 4-7 ① 4-7 ②							事業費の平準化による端数が生じた場合は、1回目の支払もしくは、最終年度によせるなどのご指定がありますか。	事業費の平準化による端数が生じた場合は、その端数を、最終年度に寄せてください。
76	様式集	様式 4-7 ①							「変動料金の単価」を示す箇所が見当たらないのですが、様式4-7①運営費見積書の変動料金の総合計を喫食数の総合計で割ったものが適用されるという認識で間違いないですか。	様式4-7①運営費見積書に記載の変動料金については、仮契約書（案）別紙4-1に記載のとおり、「事業者が提案する1食当たりの変動料金の単価 × 提供給食数」としてください。 また、様式4-3提案価格内訳書に「変動料金の単価」を記入する欄を追加します。
77	様式集	様式 4-8							開業準備期間中にかかるSPC経費はどの欄に入力すればよろしいでしょうか。	8. その他費用に行を追記して記載してください。
78	様式集	様式 5, 6							【様式5, 6】提案書__clean版のデータをWordにて頂いておりますが、PowerPointでの作成を行うことは可能でしょうか。	PowerPointの使用も可とします。
79	様式集	様式 5-1							配送車両は、EVやFCV車は国県補助金や起債等の対象となり得るため台数を記載することとありますが、EVやFCV車の選定は要求水準でしょうか。要求水準の場合、EV・FCVの調達台数について貴市の想定があればご教授いただけないでしょうか。	様式5-1に記載の「配送車のうち、EVやFCVは国県補助金や起債等の対象となり得るため、その台数を記載すること。」については削除します。
80	様式集	様式 5-3 ①							本様式には、具体的な金融機関名を記載して良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	様式集	様式 5-3 ①							「※資金調達先の金融機関等から同意書又は関心表明書等を取得している場合、その写しを提案書の末尾に添付すること。」とありますが、写しは、様式5-3①の次に添付するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 様式5-3①の次に添付してください。
82	様式集	様式 5-3 ②							備考欄3に「消費税は含めて算定すること。」との記載がございますが、損益計算書の部分につきましては、税抜で作成してもよろしいでしょうか。	損益計算書についても税込で作成ください。

通し 質問No.	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
83	様式集	様式 5-3 ②							備考3に「消費税は含めて算定すること。」とありますが、損益計算書は税抜きで作成し、資金計画は税込みで作成してよろしいでしょうか。	No82の回答を参照ください。
84	様式集	様式 6-5 ②							設計・建設・工事監理業務における市内企業（八戸市内に本店又は支店を有する者）への発注金額（当該項目（設計・建設・工事監理業務））とありますが、当該発注金額が該当する費用は「様式4-4 初期調達費見積書」上の「1. 事前調査関連」、「2. 設計関連」、「3. 工事監理関連」、「4. 建設関連」、「5. 土木工事」が該当するという理解でよろしいでしょうか。	設計・建設・工事監理業務における市内企業（八戸市内に本店又は支店を有する者）への発注金額 は、「様式4-4 初期調達費見積書」の「2. 設計関連」、「3. 工事監理関連」、「4. 建設関連」、「5. 土木工事」が該当となります。
85	様式集	様式 6-5 ②							表には、税抜き金額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 税抜の金額で記載してください。
86	様式集	様式 6-5 ②							表中の合計欄(a)は、様式4-4「初期調達費見積書」の「2. 設計関連」「3. 工事監理関連」「4. 建設関連」「5. 土木工事」に計上する費用の合計金額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	様式集	様式 6-5 ②							「構成員から市内企業への発注」に関し、二次下請け（構成員からの直接発注）の業務内容・発注予定額に限られるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、二次下請けの業務内容・発注予定額を含めて記載してよろしいでしょうか。	「構成員から市内企業への発注」については、構成員から市内企業への直接発注（一次下請け）を対象とし、その業務内容及び発注予定額を記載してください。なお、二次下請け以降の発注については対象外とします。
88	様式集	様式 6-5 ②							「構成員から市内企業への発注」に関して、構成員が八戸市内に本店又は支店を有する者のみとなる場合、二重計上となるため、記載不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 表の構成員の「発注先（属性）」が市外の場合に「構成員から市内企業への発注」を記載してください。
89	様式集	様式 6-5 ②							「構成員から市内企業への発注」に関して、構成員が「八戸市内に本店又は支店を有する者」と「八戸市以外の者」が組成する共同企業体（JV）となる場合、「下請等企業発注予定額」は、「八戸市内に本店又は支店を有する者」のJV比率を控除して計上するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 共同企業体（JV）の構成員に「八戸市内に本店又は支店を有する者」が含まれる場合は、そのJV比率相当分は下請発注に該当しないため、「下請等企業発注予定額」には当該額を除き、実際に市内企業へ下請等として発注する予定額を計上してください。
90	様式集	様式 6-5 ②							「構成員から市内企業への発注」に関し、市内企業から提出された「関心表明書」を本様式に添付してもよろしいでしょうか。（関心表明書が添付可能となる場合、市内企業の住所・企業名・代表者職氏名、印は、黒塗りする必要があるとの理解でよろしいでしょうか。）	様式6-5②に「関心表明書」を添付することは可とします。 なお、「関心表明書」に記載の市内企業の住所・企業名・代表者職氏名等は、副本を黒塗りとしてください。
91	様式集	様式 6-10							経済性への配慮に係る記載内容について、「事業期間終了後までを見据えて、ライフサイクルコストが低減されるよう工夫がなされているか。特に光熱水費の削減に資する優れた提案」とございます。こちらの評価対象は、「施設整備に関する事項」に則り、主に施設整備に対する提案が評価されるとの認識でよろしいでしょうか。あるいは維持管理・運営業務における提案も含むのでしょうか。	「施設整備に関する事項」に基づく評価であることから、主に施設整備に係る提案を評価対象としています。 なお、ライフサイクルコストの低減や光熱水費の削減に資する提案については、施設整備と関連して維持管理・運営段階における効果が見込まれる内容も評価の対象となります。
92	様式集	様式 6-16 ②							長期間の修繕計画を作成する場合、対象となる「部位」欄を多数追記する必要があるため、本様式の枚数は「A3・1枚」ではなく、「適宜」に修正していただけないでしょうか。	様式6-16②の枚数を「適宜」に修正します。
93	様式集	様式 6-21							様式6-21に関して、「提案上限枚数とは別に配送計画表を添付」とありますが、配送計画表について体裁や枚数の指定はなく任意と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

通し 質問№	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
94	様式集	様式 6-23							働きやすい職場環境に係る記載内容について、「従業員の快適性及び業務効率性に十分配慮した休憩室、会議室、食堂、その他諸室等を含む施設計画において、働きやすさの向上に資する優れた提案」とございます。 こちらの評価対象は、主に施設整備面での提案が評価されるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	様式集	様式 6-25							様式6-25として、「性能審査提案書概要版」の作成が求められていますが、本様式の用途をご教示ください。「審査基準」の「表2 性能審査の審査項目、審査の視点及び配点」の様式欄には、6-25の記載がないことから、審査対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。また、優先交渉権者の決定後、ホームページで公表することを想定されているのでしょうか。	No52の回答を参照ください。 また、優先交渉権者の決定後に、ホームページへの公表は想定していません。
96	様式集	様式 6-17 ～ 6-24							5運営業務に関する事項（様式6-17～6-24） 記載内容に「本件施設」または「西センター」と明記がない項目については、両センターについての提案内容を記載するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 但し、施設別に提案する場合は、その内容がわかるように明記してください。
97	様式集	様式 7-1							作業工程表・作業動線図の献立について、2025年6月4日西センターB献立及び2025年11月12日本施設B献立にあります「アーモンド」は、配布資料4-1の献立指示書の「カシューナッツ」と同様に「小袋、前々日納品・前日配送」との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	様式集	様式 7-1							作業工程表・作業動線図 親子煮のアレルギー対応食となっている「とり肉と高野豆腐の煮物」の献立指示書について、配布資料4-2には記載がないため、別途ご教示ください。 通常食と同じ料理については、配布資料4-1と同様の食材・調理方法との認識でよろしいでしょうか。	配付資料4-2の7ページに「とり肉と高野豆腐の煮物」の献立指示書を掲載しておりますので、ご確認ください。 通常食と同じ料理についての食材・調理方法についてはお見込みのとおりです。
99	様式集	様式 7-1 別紙							作業工程表 ※2に調理・配送・配膳業務別に作成するとありますが、複数業務を行う従事者についてはそれぞれの工程表に記載するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 職名については調理員A、調理員Bのように、調理員の区分がわかるように記載をしてください。 また、作業工程表の作成内容を修正しますので、様式7-1をご確認ください。
100	様式集	様式 7-1 別紙							作業工程表 業務ごとに別紙で作成するとの認識でよろしいでしょうか。	作業工程表は業務ごとに作成してください。
101	様式集	様式 7-1 別紙							作業工程表 2日分の献立について作成するとありますが、配送・配膳業務についても2日分の作成が必要でしょうか。	配送・配膳業務の作業工程表については、2日分の工程表の作成は不要です。日常業務における標準的な工程表を作成してください。
102	様式集	その他							参加資格申請について、配送会社が協力会社として参画する場合の書類は「その他企業に関する参加資格申請」に付随するものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	様式集	任意							各提出図面等の作成想定枚数をご指示ください。	図面集（様式7）のうち、「任意」としている図面については、市が想定する作成枚数は特にありません。 各提案内容を適切に審査できるよう、必要な図面は事業者の判断により作成してください。
104	様式集	任意							透視図の作成想定枚数をご指示ください。	外観鳥瞰図1枚、外観アイレベル図1枚、内観（調理スペース）1枚の計3枚とします。

通し 質問№	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
105	仮契約書 (案)	2	5条	1項					プロジェクトファイナンス組成のため、事業者の事業契約上の権利や地位、事業者の株式に対して担保設定することを想定していますが、当該担保設定について、貴市のご承諾は頂ける理解でよろしいでしょうか。	必要なプロジェクトファイナンス組成のための担保設定については承諾を行うことを想定していますが、具体的には第5条第4項に定める直接協定合意交渉のなかで協議させていただきます。
106	仮契約書 (案)	5	17条	1項					関係者協議会における協議が整わなかった場合、調停人の調停による紛争解決とされない背景をご教示いただけますでしょうか。	本事業は公共性の高い学校給食センターの整備・運営事業であり、事業の停滞を防ぎ円滑かつ確実に履行を継続するため、協議不整時における最終的な決定権を市に帰属させています。なお、市が決定を行うにあたっては、第17条第1項及び第2項の規定に基づき、事業者からの意見聴取や専門家等の出席を求めるなど、合理的な範囲で配慮を行った上で判断します。
107	仮契約書 (案)	7	20条	6項					貴市にご負担いただく、増加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。市の責めに帰すべき事由又は要求水準書の変更に伴い、市が負担すべき「合理的な増加費用又は損害」が生じた場合、直接かつ合理的と認められる範囲の金融費用（必要な手数料等の増加分等）は対象に含まれます。
108	仮契約書 (案)	9	22条	4項					貴市にご負担いただく、増加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。市の責めに帰すべき事由等により生じた直接かつ合理的な範囲の金融費用につきましては、増加費用又は損害の対象に含まれます。
109	仮契約書 (案)	10	26条	6項					貴市にご負担いただく、増加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書の変更に伴い市が負担する増加費用又は損害（仮契約書（案） 第26条第6項）には、当該変更により直接かつ合理的に発生したと認められる金融費用が含まれます。
110	仮契約書 (案)	13	34条	2項					念の為の確認ですが、基本設計図書及び実施設計図書の内容に係る貴市からの適合確認の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	仮契約書 (案)	14	35条	4項					貴市にご負担を頂く、設計の変更起因生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレークファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。市の責めに帰すべき事由又は指示による設計変更等に伴い、事業者に直接かつ合理的に発生した増加費用又は損害（必要な専門家費用や金融関連費用等のうち合理的な範囲と認められるものを含む）については、市が負担する対象となります。
112	仮契約書 (案)	14	35条	4項					貴市にご負担いただく、増加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 市の責めに帰すべき事由により直接かつ合理的に生じたと認められる金融費用は負担対象に含まれます。
113	仮契約書 (案)	16	41条	5項					貴市にご負担を頂く、建設の中止起因生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレークファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 市の指示又は責めに帰すべき事由により建設が中止された場合に、市が負担する事業者の増加費用又は損害には、当該中止に伴い直接かつ合理的に生じたと認められる金融費用等（専門家コストや不回避な資金調達関連費用等）が含まれます。
114	仮契約書 (案)	20	49条	2項					【引渡しの遅延等による費用等の負担について】 「事業者は、前3条に基づく変更起因する市又は事業者の合理的な増加費用及び損害を負担する。」とありますが、「合理的な増加費用」には、サービス対価Aのその他費用である、建中金利、融資組成手数料、割賦元本の消費税相当額、特別目的会社の設立・運営費等設計・建設に関する初期費用と認められる費用等も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由により引渡しの遅延等が生じた場合において、市が負担した、または事業者に生じた「合理的な増加費用」には、遅延に伴い直接かつ合理的に発生したと認められる費用が含まれます。ただし、具体的にどの範囲の費用が含まれるかについては、遅延の事由や発生した費用の性質に応じて個別具体的に確認・判断することになります。
115	仮契約書 (案)	20	49条	2項					貴市にご負担を頂く、引渡しの遅延起因生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレークファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。市の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡しが遅延した場合に、市が負担する増加費用又は損害には、遅延に伴い直接かつ合理的に生じたと認められる金融費用等の費用が含まれます。なお、事業者の責めに帰すべき事由による遅延の場合は、第49条第2項に基づき事業者の負担となります。

通し 質問No.	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
116	仮契約書 (案)	20	49条	2項					貴市にご負担いただく、増加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。市の責めに帰すべき事由により遅延等が生じた場合の合理的な金融費用は市負担の対象となりますが、事業者の責めに帰すべき事由による場合は事業者の負担となります。
117	仮契約書 (案)	21	52条	1項					プロジェクトファイナンスでの融資実行を受けるためには、金融機関に対し、施設引渡しが済んだことを確認できる証憑の提出を必要とします。 「目的物引渡受領書」はどの程度の期間でご対応いただけますでしょうか。	原則即日発行します。
118	仮契約書 (案)	25	64条	2項					貴市にご負担いただく、増加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。市の責めに帰すべき事由により直接かつ合理的に生じたと認められる増加費用・損害には、合理的な範囲の金融費用が含まれます。
119	仮契約書 (案)	32	79条	1項					【引渡し前の解除の効力等について】 「市は、引渡し完了済みの業務に相当するサービス対価Aを支払う」と記載ありますが、支払われるサービス対価Aには、その他費用である、建中金利、融資組成手数料、割賦元本の消費税相当額、特別目的会社の設立・運営費等設計・建設に関する初期費用と認められる費用等も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	引渡し完了済みの業務に対して支払われるサービス対価Aには、当該完了済み業務の対価としてサービス対価Aの算定根拠に含まれる「その他費用（建設中金利、融資組成手数料、消費税相当額、SPC設立・運営費等の初期費用等のうち該当部分）」が合理的に認められる範囲で含まれます。 なお、個別業務との対応関係を明確に区分することが困難な費用については、その発生の必要性、合理性、実際の支出状況その他の事情を勘案し、市と事業者が協議の上、その全部又は一部をサービス対価Aに含める場合があります。
120	仮契約書 (案)	32	79条	1項					貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた基本設計図書及び実施設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	No.119の回答を参照ください。
121	仮契約書 (案)	32	79条	2項					念のための確認ですが、契約保証金を履行保証保険にて充当する場合、当該保険は契約保証金に代わる担保の提供とみなし、違約金に充当できる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、市は、当該保険に掛かる保険金をもって違約金に充当することができます。なお、第79条第2項の「・・・市は当該契約保証金又は担保をもって、違約金支払請求権に対する弁済として充当することができる。」は、「・・・市は当該契約保証金又は担保をもって、違約金支払請求権又は第5項の損害賠償請求権等の市が事業者に対して有する請求権に対する弁済として充当することができる。」に修正します。
122	仮契約書 (案)	32	79条	2項					「事業者が本件施設の引渡し完了前に第77条又は前条の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、」違約金が発生する建付けとなっておりますが、契約解除時に初めて違約金支払義務が発生する理解でよろしいでしょうか。 仮に理解が異なる場合、事業継続安定性の観点から、契約解除時のみ発生する建付けをご検討いただけませんか。	本件施設若しくは什器備品等の引渡し完了前に第77条若しくは前条に基づき事業契約が解除された場合、又は事業者が本件施設の引渡し完了前に第77条又は前条の各号のいずれかに該当することが判明し、事業者の事業契約上の地位が第5条第4項に基づき締結された直接協定に従い第三者に承継された場合に違約金が発生するものです。 条文の前段部分を修正いたします。
123	仮契約書 (案)	32	79条	3項					【引渡し前の解除の効力等について】 「本件施設の出来形部分又は調達済みで引渡し未了の什器備品等が存在するときには、検査の上、検査に合格した出来形部分又は調達済みの什器備品等の買受代金を支払う」とありますが、支払われる「買受代金」には、サービス対価Aのその他費用である、建中金利、融資組成手数料、割賦元本の消費税相当額、特別目的会社の設立・運営費等設計・建設に関する初期費用と認められる費用等も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご質問の出来形部分及び調達済み什器備品等の「買受代金」には、本件施設の出来形部分又は調達済みで引渡し未了の什器備品等の価値を構成する費用として、サービス対価Aの算定根拠に含まれるその他費用（建設中金利、融資組成手数料、消費税相当額、SPC設立・運営費等の設計・建設に関する初期費用等を含みます。）のうち、当該出来形部分又は調達済みの什器備品等に関連すると認められる費用が含まれます。 なお、これらの費用のうち、業務の進捗状況にかかわらず支出が必要となる性質を有する費用や、出来形部分若しくは調達済み什器備品等との対応関係を明確に区分することが困難な費用については、その算定根拠、実際の支出状況、費用の性質、出来形部分等との関連性その他の事情を総合的に勘案し、市と事業者が協議の上、その取扱いを決定します。
124	仮契約書 (案)	34	83条	1項					【市の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等について】 「市は、本件施設の出来形部分又は調達済みの什器備品等が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分又は什器備品等の買受代金を事業者に支払う。」とありますが、支払われる買受代金にはサービス対価Aのその他費用である、建中金利、融資組成手数料、割賦元本の消費税相当額、特別目的会社の設立・運営費等設計・建設に関する初期費用と認められる費用等も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	検査に合格した出来形部分又什器備品等の買受の範囲については、No.123に同じです。それ以外で事業者が必要かつ合理的に負担したもののについては、83条5項の「損害」として市が負担します。

通し 質問№	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
125	仮契約書 (案)	34	83条	1項					【市の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等について】 「市は、引渡し完了済みの業務に相当するサービス対価Aの額を支払う」とありますが、支払われるサービス対価Aには、その他費用である、建中金利、融資組成手数料、割賦元本の消費税相当額、特別目的会社の設立・運営費等設計・建設に関する初期費用と認められる費用等も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	支払われるサービス対価Aの範囲については、№106に同じです。なお、それ以外で事業者が必要かつ合理的に負担したものについては、83条5項の「損害」として市が負担します。
126	仮契約書 (案)	37	92条	2項					【不可抗力による増加費用・損害の扱いについて】 「事業者が生じた本事業の実施にかかる合理的な増加費用額」とありますが、「合理的な増加費用」にはサービス対価Aのその他費用である、建中金利、融資組成手数料、割賦元本の消費税相当額、特別目的会社の設立・運営費等設計・建設に関する初期費用と認められる費用等も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	不可抗力により生じた「合理的な増加費用」には、当該不可抗力への対応や履行遅延等に直接起因して生じた合理的な範囲での金融費用（建中金利の増加分や融資関連費用等）及び事業継続・運営に必要な追加費用が含まれます。ただし、当初から予定されていた初期費用そのものが無条件に「増加費用」として上乗せされるわけではなく、不可抗力によって「追加発生した合理的な額」が対象となります。
127	仮契約書 (案)	38	94条	4項					【法令変更・不可抗力による引渡し前の解除の効力等について】 「事業者に施設整備業務を終了させるために要する合理的な費用（合理的な金融費用を含むが、事業者、代表企業、構成企業、協力企業及び事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない費用は除く。以下同じ。）」とありますが、「合理的な費用」および「合理的な金融費用」には、サービス対価Aのその他費用である、建中金利、融資組成手数料、割賦元本の消費税相当額、特別目的会社の設立・運営費等設計・建設に関する初期費用と認められる費用等も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	法令変更や不可抗力による引渡し前の契約解除に伴い、施設整備業務を終了・精算するために発生した合理的な費用及び合理的な金融費用が含まれます。具体的な範囲や金額については解除時点の状況に基づき協議の上決定します。
128	仮契約書 (案)	33	79条	4項					念のための確認ですが、違約金請求権と施設の出来形との相殺が認められていますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払いに充当していただける理解でよろしいでしょうか。契約保証金や履行保証保険は事業者の違約金債務を担保するためのものであって、その性質上、先に違約金に充当されるべきものと考えています。万が一、貴市が違約金請求権と出来形部分の工事費相当額との相殺を先にできるとしますと、貴市は出来形部分の工事費相当額の支払義務の一部を免れる一方で、貴市を被保険者とする履行保証保険に係る保険金も受領できるため、二重取りとなり、不合理な帰結になると存じます。引渡日後についても同様です。	何をもって相殺または充当するかについては、市の裁量にて決定するものであり、必ず保証金又は保険金の充当を先に行うことをお約束するものではありません。事業契約で定める以上の違約金を受領することはありません。
129	仮契約書 (案)	33	80条	1項					維持管理運営期間中の違約金は、契約保証金及び契約保証金に代わる担保にて違約金の支払いに充当できる記載がございますが、当該背景をご教示いただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえて、第80条第1項の末尾に次を加筆します。 「ただし、第19条の2の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は当該契約保証金又は担保をもって、違約金支払請求権、損害賠償請求権等の市が事業者に対して有する請求権に対する弁済として充当することができる。」
130	仮契約書 (案)	28	69条	2項					施設整備業務の対価であるサービス対価Aについては、維持管理運営業務のモニタリングによる減額、又は支払停止の対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
131	仮契約書 (案)	32	79条	3項					貴市が支払対象とされる出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。検査に合格した出来形部分の価値・買受代金を算定するにあたっては、当該出来形を形成するために直接かつ合理的に必要なであった費用が考慮されます。
132	仮契約書 (案)	32	79条	3項					買受代金額について、鑑定方式を採用する場合があるとのことですが、どのような場合を想定されておりますでしょうか。 本件では要求水準書にて各種法令の遵守が前提となっておりますので、法令を遵守し、出来形を事業者が算出する場合においては、出来形に齟齬が生じる蓋然性は低い認識でよろしいでしょうか。	特に具体的な想定をしているものではありません。個別具体の事情によります。
133	仮契約書 (案)	33	80条	1項					「事業者が本件施設の引渡し完了前に第77条又は前条の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、」違約金が発生する建付けとなっておりますが、契約解除時に初めて違約金支払義務が発生する理解でよろしいでしょうか。 仮に理解が異なる場合、事業継続安定性の観点から、契約解除時のみ発生する建付けをご検討いただけませんかでしょうか。	事業者が開業準備業務期間若しくは維持管理・運営期間に第77条若しくは第78条に基づき事業契約が解除された場合、又は第77条若しくは第78条の各号のいずれかに該当することが判明し、事業者の事業契約上の地位が第5条第4項に基づき締結された直接協定に従い第三者に承継された場合に違約金の支払い義務が発生します。条文の前段部分を修正いたします。

通し 質問№	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
134	仮契約書 (案)	34	81条	2項					モニタリングにより契約解除がなされた場合において、施設整備費のサービス対価Aについては減額されない理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。第81条第2項に定めるモニタリングによる解除に伴うサービス対価の減額対象は、維持管理・運営業務に係る対価（サービス対価B）となります。
135	仮契約書 (案)	34	81条	2項					モニタリングにより契約解除がなされた場合においては、維持管理運営費のサービス対価減額に加え、違約金の支払が発生するのでしょうか。 もしその理解の場合、事業者側の負担が重く、プロジェクトファイナンス調達にあたり、サービス対価減額および違約金減額に備え、金融機関から積立金を要請されることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、サービス対価減額と違約金支払のどちらか一方のみ発生する建付けにてご検討いただけませんか。	原案どおりとします。
136	仮契約書 (案)	34	83条	1項					貴市が支払対象とされる出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。第83条第1項に定める「出来形部分の買受代金」は、市の査定額（又は合意による鑑定方式）に基づき決定されます。出来形を形成する上で直接かつ合理的に必要と認められる費用が含まれますが、具体的な対象範囲については解除時点の進捗状況や査定等に基づき個別協議・決定することになります。
137	仮契約書 (案)	36	88条	2項					貴市にご負担いただく、増加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。法令変更に伴い生じる増加費用及び損害のうち、市が負担すべき合理的な範囲の費用には、合理的な金融費用が含まれます。
138	仮契約書 (案)	37	92条	2項					貴市にご負担いただく、増加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。不可抗力に起因して事業者に生じた本事業の実施にかかる合理的な増加費用（市が負担する範囲）には、合理的な金融費用が含まれます。
139	仮契約書 (案)	53	別紙4-1	2	(1)	②			サービス対価A-2について、「初年度の初回の支払いは、本件施設の引渡し日の翌日～9月30日分を支払い、以降四半期ごとに支払い、最終回は令和26（2044）年7月1日～7月31日分を支払い、合計62回払いとする。」とありますが、61回払いではないのでしょうか。	誤記です。 正しくは、合計61回払いです。
140	仮契約書 (案)	53	別紙4-1						別紙4-1開業準備に関する価格の改定について、サービス対価Cの改定の指標をご教示頂きますようお願い致します。	サービス対価C（開業準備業務費）については、短期間の履行业務であることから、原則としてスライド改定を行わない想定です。
141	仮契約書 (案)	53	別紙4-1	2	(1)	②			サービス対価A 2に関して、「合計62回払い」とありますが、「61回」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	誤記です。 No.139の回答を参照ください。
142	仮契約書 (案)	53	別紙4-1	2	(1)	②			サービス対価A 2に関して、最終回は令和26（2044）年7月1日～31日分となっていますが、請求書発行期限は翌月末（8月31日）になると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
143	仮契約書 (案)	54	別紙4-1	2	(2)	①			サービス対価Bの固定料金部分に関して、提案時は、初回から60回までは対象期間が3か月間のため同じ金額となり、最終回（61回）は対象期間が1か月間のため、3分の1の金額になると理解してよろしいでしょうか。	最終回については、お見込みのとおりです。詳細は契約時の協議とします。
144	仮契約書 (案)	57	別紙4-1	4	(1)	②	ウ		表の計算式では、「変更後のサービス対価A=Ao×(Pt/Po±0.015)」とあります。一方、Aoは「変動前残工事代金額」と定義されており、出来形部分を控除した改定対象の残工事部分のみを示す金額であるため、本計算式のみでは改定対象外のサービス対価Aや出来形部分に相應する改定対象のサービス対価Aが含まれず、「変更後のサービス対価A」全体を表していないように思われます。本計算式は、物価変動に伴う改定対象となる残工事部分の計算式を示す趣旨との理解でよろしいでしょうか。建設期間中の計算式についても同様です。	お見込みのとおりです。 当該計算式は、物価変動に伴う改定対象となる残工事部分の金額を算定するためのものです。変更後のサービス対価A全体については、当該改定後の残工事部分の金額に、既済部分及び改定対象外部分を加算した額となります。 建設期間中の改定に係る計算式についても同様の考え方です。 なお、ご指摘を踏まえ、算定式がサービス対価A全体ではなく、残工事部分に係る改定額の算定を目的とするものであることがより明確となるよう、契約書における用語の統一及び定義規定の整理を行います。

通し 質問No.	書類名	頁	大 項目	中 項目	小項目				質問	回答
145	仮契約書 (案)	60	別紙 4-1	4	(2)				b 維持管理費のうち、配送・回収業務費の燃料費に係る費用のサービス対価Bの改定の指標は国内企業物価指数（日本銀行調査統計局）の「石油・石炭製品／石油製品／燃料油」と記載がありますが、電気自動車を導入した場合は、どのような指標になりますでしょうか。また、電気自動車の充電設備を本件施設に設置した場合に発生する電気代は事業者負担でしょうか。その場合の電気料金を支払方法についてご教示ください。	提案により電気自動車等を導入する場合の改定指標や、施設内充電設備に係る電気代の負担区分・支払方法につきましては、事業者の提案内容に基づき、仮契約締結に向けた協議の中で定めるものとします。
146	仮契約書 (案)	61	別紙 4-2	1					サービス対価 A 1 の請求可能時期について、「〇月（一括払い）」となっていますが、令和11年6月末の施設引渡しを前提とした場合、「7月（一括払い）」になると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
147	仮契約書 (案)	61	別紙 4-2	1					1 回目の請求可能時期に関して、「7月（一括払い）」とありますが、「10月」の誤記と理解してよろしいでしょうか。（誤記の場合、最終回は62回ではなく、61回になると理解してよろしいでしょうか。）	お見込みのとおりです。 令和11（2029）年7月のサービス対価A2の一括支払いは消費税相当額分です。 また、No.139の回答のとおり、61回となります。別紙4-2を修正します。
148	仮契約書 (案)	68	別紙 6	1		ア	(イ)		建設工事保険に関して、直接請負人を保険契約者とした場合、「直接請負人（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）」のみを被保険者にして良いでしょうか。	事業者、直接請負人等（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）及び市の全てを被保険者としてください。
149	仮契約書 (案)	68	別紙 6	1		ア	(ウ)		建設工事保険に関して、保険の対象は、「事業契約の対象となっている全ての工事」となっていますが、要求水準書に記載されている「建設業務」が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書に記載する建設業務と事業者提案で記載する建設業務が完全に一致しないこともあることから、事業契約で定める建設業務としてください。
150	仮契約書 (案)	68	別紙 6	1		イ	(ア)		第三者賠償責任保険に関して、保険契約者は「事業者、直接請負人等」となっていますが、「事業者又は直接請負人等」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「事業者又は直接請負人等」のいずれかが保険契約者となれば足ります。 「事業者又は直接請負人等」に修正します。
151	仮契約書 (案)	68	別紙 6	1		イ	(イ)		第三者賠償責任保険に関して、直接請負人を保険契約者とした場合、「直接請負人（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）」のみを被保険者として良いでしょうか。	事業者、直接請負人等（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）及び市の全てを被保険者としてください。
152	仮契約書 (案)	68	別紙 6	1		イ	(ウ)		第三者賠償責任保険に関して、保険の対象が「事業契約の対象となっている全ての工事の遂行に伴って派生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保」となっていますが、「派生」は「発生」の誤記でしょうか。	ご指摘のとおり誤記です。「派生」→「発生」に修正します。
153	仮契約書 (案)	68	別紙 6	2		ア	(ア)		開業準備期間中及び引渡し後に付す第三者賠償責任保険に関して、保険契約者は「事業者、直接請負人等」となっていますが、「事業者又は直接請負人等」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「事業者又は直接請負人等」に修正します。
154	仮契約書 (案)	68	別紙 6	1		イ	(イ)		開業準備期間中及び引渡し後に付す第三者賠償責任保険に関して、直接請負人を保険契約者とした場合、「直接請負人」のみを被保険者として良いでしょうか。	事業者、直接請負人等（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）及び市の全てを被保険者としてください。
155	仮契約書 (案)	68	別紙 6	1		イ	(ウ)		開業準備期間中及び引渡し後に付す第三者賠償責任保険に関して、保険の対象が「維持管理・運営対象施設の使用、維持管理及び運営の欠陥に起因して派生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保」となっていますが、「派生」は「発生」の誤記でしょうか。	誤記です。 No.152の回答を参照ください。
156	基本協定書 (案)	9	11条	2項					念のための確認となりますが、第7条第5項の事項が生じた場合、違約金が生じる建付けとなっておりますが、こちらの対象は優先交渉権者であり、事業者（SPC）ではない理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。基本協定書第11条第2項 に基づく違約金の義務は、基本協定の当事者である「優先交渉権者（構成企業・協力企業）」に帰属するものであり、設立後の特別目的会社（SPC）に直接生じるものではありません。